

## 原子力災害からの復興・再生を求める意見書

国は、令和3年4月13日に開催した廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の処分に係る基本方針を決定した。これまで、県内外の漁業者を始め、多くの県民から、海洋放出の反対や慎重な対応を求める声など様々な意見が上がっており、当県としても、機会ある度に、関係団体や自治体などから示されている意見を踏まえ、慎重な対応を強く求めてきたところである。しかしながら、現在の状況は、農林水産業や観光業の関係者を始め、県民・国民の理解を十分に得られたとは言い難い状況にある。

原子力政策及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、国と東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の責任で成し得るべきものである。今回方針が定められたALPS処理水の処分についても同様であり、当県の復興を左右する重要な課題であることから、今後、復興の円滑な進捗を阻害する問題の発生や新たな風評を助長することがあってはならず、国が前面に立って、当県の原子力災害からの復興・再生に全力で取り組む必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 今後のALPS処理水の処分に係る取組が未だ根強く残る原発事故の風評被害に新たに上乘せされることがないように、あらゆる機会を捉え、国内外に対し、科学的根拠に基づく海洋放出の妥当性・安全性についての丁寧な説明を繰り返すとともに、専門家等によるトリチウムの性質や処理水の放出手順など正確な情報発信に全力で取り組むこと。
- 2 ALPS処理水の処分に係る問題について、風評対策や厳格なモニタリング体制の構築など、短期・長期の時宜を得た対策を切れ目なく講じながら、特に漁業を始めとする風評の影響を受けやすい産業が安心して事業を継続できる環境の構築に取り組むこと。仮に、風評被害が発生した場合には、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に即した賠償を行うため機動的に対応すること。
- 3 原子力災害からの復興・再生は、国はもとより、東京電力に対する県民・国民からの十分な信頼がなければ成り立たない。そのため、東京電力に対する監督・指導をより一層強化し、正確な情報発信や作業の透明性をしっかりと確保しながら、ALPS処理水の処分に係る取組を進めていくとともに、安全確保を最優先とした円滑な廃炉を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
復興大臣  
原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長

太田光秋